

公 示 日：2025 年 9 月 3 日（水）

調達管理番号：25a00486

国 名：コソボ国

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名：コソボ国生乳検査強化アドバイザー業務

適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

（１） 担当業務：生乳検査強化

（２） 格 付：３号

（３） 業務の種類：専門家業務

（４） 全体期間：2025 年 11 月上旬から 2027 年 11 月上旬

（５） 業務人月：15.92

（６） 業務日数：

- ・ 第 1 次 準備業務 10 日、現地業務 50 日、整理業務 5 日
 - ・ 第 2 次 準備業務 5 日、現地業務 50 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 3 次 準備業務 2 日、現地業務 50 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 4 次 準備業務 2 日、現地業務 50 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 5 次 準備業務 2 日、現地業務 50 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 6 次 準備業務 2 日、現地業務 50 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 7 次 準備業務 2 日、現地業務 50 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 8 次 準備業務 2 日、現地業務 45 日、整理業務 5 日
- 合計 現地業務 395 日、準備・整理業務 55 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。

現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

コソボ共和国（以下「コソボ」）では、農業セクターが GDP の 7.4%（2020 年）、うち 38.9%が畜産セクターを占め、畜産は同国にとって重要な産業である。EU 加盟候補国であるコソボは、同国の農業・農村開発プログラム（SARD）（2022-2028）¹において、食料安全保障のための持続可能な農家所得の向上を重点目標とし、その対策の一つとして乳品質の改善を掲げている。

2015 年、コソボが EU と安定化・連合協定（Stabilization and Association Agreement, SAA）²を締結したことを受け、EU 市場へのコソボのアクセスが可能となった現在、コソボでは EU 基準に適合した食品輸出のための品質・衛生管理能力の向上が喫緊の課題となっている。同国ではこれまでに、乳及び乳製品を含む農産物について、生産の効率化、農場・工場での品質・衛生基準の改善、加工・販売の促進等、戦略的な投資を行ってきた。しかしながら、乳及び乳製品を含む「動物由来食品」カテゴリーについては、依然、対 EU 輸出に必要な品質・衛生基準を満たしておらず、輸出が認められていない。そのため、コソボの対 EU 輸出総額は 30,867（×1,000 ユーロ）である一方、輸入総額は 411,233（×1,000 ユーロ）であり、コソボの農産物の貿易収支は赤字となっている。コソボの主要農産物である乳・乳製品の輸出を通じた持続的な経済発展のため、EU 基準を満たす生乳生産体制を確立する必要がある。

我が国は、2017 年～2020 年、ヨルダンにて第三国研修「食品安全管理能力向上」を実施し、コソボ食品家畜衛生庁（Kosovo Food and Veterinary Agency, 以下 KFVA）職員に対して、食品全般に係る HACCP（危害要因分析重要管理点）や品質検査に関する技術指導を提供した。また 2022 年、個別専門家「生乳及び乳製品の品質向上及び能力向上」をコソボに派遣し、コソボの酪農セクター開発における課題と、コソボ産の乳製品の EU 市場への輸出に向けた開発戦略が提案された。同戦略の下、対 EU 輸出基準を満たす乳・乳製品の生産に向け、これらの品質・衛生検査を担う KFVA 食品獣医ラボラトリー及び KFVA 地域事務所（Mitrovica、Prishtina、Gjilan、Prizren、Ferizaj、Peja）の能力強化を目的として、コソボ政府は我が国に本事業を要請した。

3. 期待される成果

- ・ 対 EU 輸出に必要となる生乳の品質・衛生管理に係る課題が整理される。
- ・ 生乳の品質・衛生検査を行う組織の能力が向上する。
- ・ コソボにおける、生乳の品質・衛生検査改善及び農場での指導強化のための持続的な実施体制（品質・衛生管理体制の制度化を含む）が強化される。

¹ [THE-ANNUAL-MONITORING-REPORT-OF-THE-SARD-2022-28..pdf](#)

² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=legisum%3A4314927>

4. 業務の内容

本業務従事者は、コソボ国食品家畜衛生庁（KFVA）をカウンターパート（以下、「C/P」）機関とし、対 EU 輸出基準を満たす乳・乳製品の生産に向けて、生乳の品質・衛生管理に係る課題の整理・分析と、生乳の品質・衛生検査を行う組織（KFVA 食品獣医ラボラトリー及び KFVA 地域事務所（Mitrovica、Prishtina、Gjilan、Prizren、Ferizaj、Peja））の能力強化及び持続的な生乳の品質・衛生管理体制強化（※）を目的として派遣される。

（※）USAID と EU の支援を受け、Transparency Project が 2010 年より継続的に実施され、酪農家、乳加工業者、KFVA 地域事務所、KFVA 食品獣医ラボラトリーによる、コソボ国内流通における透明性ある生乳の品質・衛生管理体制の整備及び酪農家への農場での搾乳技術の指導が行われた。他方、左記品質管理体制は現在、コソボ国内の酪農家が支払うサービス料により運営されているが、一部の酪農家（コソボの酪農家総数の 5%弱）のみが参画しており、制度化には至っていないことに加え、対 EU 輸出に必要なとなる検査項目は網羅されていない。従い、本アドバイザー業務では、同プロジェクトの現状やプロ・コンを整理し、構築された品質・衛生管理体制の改善や制度化を目指す。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2025 年 11 月上旬）

- ① コソボ政府から提出された要請書や既存の JICA 報告書、既存の文献、他ドナー報告書、コソボ政府作成の関連報告書等を参照し、コソボ国の酪農セクターの現状と課題を把握すると共に、第 1 次現地業務にて確認すべき事項の洗い出しを行う。
- ② JICA 経済開発部及びバルカン事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン（和文、英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、バルカン事務所にもデータを送付する。

（２） 第 1 次現地業務（2025 年 11 月中旬～2025 年 12 月下旬）

- ① 現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② KFVA 関連部局（食品獣医ラボラトリーを含む）や KFVA 地域事務所（Mitrovica、Prishtina、Gjilan、Prizren、Ferizaj、Peja）、酪農家や乳加工業者より情報収集、ヒアリングを行い、酪農セクターに関連する各種政策及び生乳品質・衛生管理体制の現場の状況を把握し、対 EU 輸出に必要なとなる生乳の品質・衛生管理に係る課題を整理する。

③ KFVA 食品獣医ラボラトリー及び KFVA 地域事務所における、生乳の品質・衛生検査及び検査結果に基づく農場指導に係る研修ニーズを把握する。特に、農家への農場指導を担うことが出来ると思われる人材（KFVA 地域事務所の獣医師、畜産技術者、獣医助手、民間人材等）の洗い出しを行う。これらの情報を踏まえ、生乳の品質・衛生向上の取り組みの制度化と、同取り組みに携わる人材の能力強化について、現地関係者と協議を行う。

④ 第 1 次現地業務の現地業務結果報告書（和文、英文、アルバニア語）を纏め、同報告書を JICA 経済開発部及びバルカン事務所に提出する。

（3） 第 1 次整理業務（2026 年 1 月上旬）

① 第 1 次現地業務の現地業務結果報告書をもとに、JICA 経済開発部に帰国報告を行い、今後の活動の方向性について打合せを行う。

② 第 1 次現地業務にて収集された情報をもとに、本業務における今後の現地活動計画及びコソボにおける生乳の品質・衛生管理体制の強化に向けた人材育成計画案（民間人材を含む各対象者への詳細な研修計画案）を作成し、JICA 経済開発部と協議・合意する。

（4） 第 2 次準備業務（2026 年 1 月中旬～2026 年 2 月上旬）

① 第 2 次現地業務にかかるワークプラン（和文、英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA バルカン事務所にもデータを送付する。

（5） 第 2 次現地業務（2026 年 2 月中旬～2026 年 3 月下旬）

① 現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② 第 1 次整理業務で JICA 経済開発部と協議・合意した結果に基づく生乳の品質・衛生管理体制の強化に向けた人材育成計画案（民間人材を含む各対象者への詳細計画案）について、KFVA 関連部局に対し説明し、合意する。

③ 生乳の品質・衛生検査および検査結果に基づく指導のプロトコルを見直し、C/P が同プロトコルを更新するのを支援する。

④ 生乳の品質・衛生検査及び検査結果に基づく農場指導に係る実務型研修（TOT）の内容と方法を C/P と協議し、教材作成を支援する。

⑤ 第 2 次現地業務の現地業務結果報告書（和文、英文、アルバニア語）を纏め、同報告書を JICA 経済開発部及びバルカン事務所に提出する。

(6) 第2次整理業務(2026年4月上旬)

- ① 第2次現地業務の現地業務結果報告書をもとに、JICA 経済開発部に帰国報告を行い、今後の活動の方向性について打合せを行う。

(7) 第3～6次準備業務(2026年4月中旬～2027年3月下旬)

第3～6次現地業務については、各回、研修を中心とした活動とモニタリングを継続して行うことを想定しているため、それに伴う事前の準備業務を行うこととする。なお、第3～6次現地業務を通じて人材育成計画・研修教材・生乳の品質・衛生管理プロトコルの修正が必要とされる場合には、修正理由・項目を明らかにした上で内容を更新し、JICA 経済開発部と協議・合意する。

- ① 第3～6次現地業務渡航前にワークプラン(和文、英文)を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。

(8) 第3～6次現地業務(2026年4月下旬～2027年4月中旬)

第3～6次現地業務については、研修を中心とした活動とモニタリングを継続して行うことを想定している。また、左記と併せ、コソボ側関係機関に対し、生乳サプライチェーンの品質・衛生管理や HACCP、生乳の輸出に関連する政策や計画について、随時助言を行う。

第2次現地業務で合意した生乳の品質・衛生管理体制の強化に向けた人材育成計画に基づき、以下の業務を行う(ただし、上記(7)記載のとおり、人材育成計画・研修教材・生乳の品質・衛生管理プロトコルを改訂した場合には、JICA 経済開発部と合意した改訂内容に沿って業務を行う)。スケジュールや研修内容は、実施状況のモニタリングを通じて確認された課題に応じて調整する。

- ① 現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② KFVA 食品獣医ラボラトリー及び KFVA 地域事務所職員(KFVA 地域事務所の獣医師、畜産技術者、獣医助手等)や民間人材等のうち中核となる人材に対し、それぞれ生乳の品質・衛生検査及び検査結果に基づく農場指導に係る研修講師養成研修(TOT)を実施する。
- ③ 研修講師として養成した上記中核人材による、業務所掌地域の KFVA 地域事務所職員(KFVA 地域事務所の獣医師、畜産技術者、獣医助手等)や民間技術者、酪農家に対する実務型研修の実施(計画策定、必要な予算、実施方法等)について、助言を行う。また安全管理上渡航に支障のない範囲で、各地域での研修の実施を支援するとともに、各県における実施状況をモニタリング(技術的助言を含

む)の仕組みづくりを行い、C/Pが行う研修のモニタリングを支援する。

④ 研修講師養成研修及び各研修講師が所掌する地域における研修の実践を通じた評価を行い、確認された課題や改善点をもとに、人材育成計画・研修教材・生乳の品質・衛生管理プロトコルのレビュー・更新を行う。なお、得られた知見・教訓は定期的にKFVAに報告する。

⑤ 第3～6次現地業務の現地業務結果報告書（和文、英文、アルバニア語）を纏め、同報告書をJICA経済開発部及びバルカン事務所に提出する。

(9) 第3～6次整理業務（2026年6月上旬～2027年4月下旬）

第3～6次現地業務については、各回、研修を中心とした活動とモニタリングを継続して行うことを想定しているため、それに伴う事後の整理業務を行うこととする。なお、第6次整理業務においては、第3～6次現地業務を通じて実施された研修内容の評価を通じて確認された改善点をもとに、コソボにおける持続的な生乳の品質・衛生検査及び検査結果に基づく農場指導の制度化に向けた、生乳の品質・衛生管理体制改善プログラム案（民間を含む実施体制や予算を含む）を作成し、JICA経済開発部と協議・合意する。

① 第3～6次現地業務帰国後に現地業務結果報告書（和文、英文、アルバニア語）をもとに、JICA経済開発部に帰国報告を行い、今後の活動の方向性について打合せを行う。併せて、JICAバルカン事務所ともデータを共有する。

(10) 第7次準備業務（2027年5月上旬）

① ワークプラン（和文、英文）を作成しJICA経済開発部による確認ののち提出する。併せて、JICAバルカン事務所にもデータを送付する。

(11) 第7次現地業務（2027年5月中旬～2027年6月下旬）

① 現地業務開始時に、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② 第6次整理業務において作成した生乳の品質・衛生管理体制改善プログラム案（民間を含む実施体制や予算を含む）について、コソボ側関係機関（KFVA及びコソボ内各地域の乳・乳製品生産関係者等、他ドナーやNGO等にも声掛けを行う）に対し説明し、意見交換を行う。併せて、コソボ側関係機関に対し、生乳サプライチェーンの品質・衛生管理やHACCP、生乳の輸出に関連する政策や計画についても助言を行う。

③ 上記意見交換結果を踏まえ、生乳の品質・衛生管理体制改善プログラム案を修正する。

④ 第7次現地業務の現地業務結果報告書（和文、英文、アルバニア語）を纏め、同報告書を JICA 経済開発部及びバルカン事務所に提出する。

（12）第7次整理業務（2027年7月上旬）

① 第7次現地業務の現地業務結果報告書をもとに、JICA 経済開発部に帰国報告を行い、業務の最終取り纏めに向けて打合せを行い、必要に応じ、生乳の品質・衛生管理体制改善プログラムを修正する。

（13）第8次準備業務（2027年9月上旬）

① ワークプラン（和文、英文。生乳の品質・衛生管理体制改善プログラム更新版を含む）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA バルカン事務所にもデータを送付する。

（14）第8次現地業務（2027年9月中旬～2027年10月下旬）

① コソボ側関係機関（KFVA 及びコソボ内各地域の乳・乳製品生産関係者等、他ドナーや NGO 等にも声掛けを行う）が参加するセミナーを開催し、第7次現地業務を通じコソボ側関係各機関との擦り合わせを行った生乳の品質・衛生管理体制改善プログラム更新版を発表、協議・合意する。

② 上記①と併せ、コソボ側関係機関に対し、生乳サプライチェーンの品質・衛生管理や HACCP、生乳の輸出に関連する政策や計画に関する提言を行う。

（15）第8次整理業務（2027年10月下旬～2027年11月上旬）

① 第8次現地業務の現地業務結果報告書（英文、アルバニア語）を纏め、同報告書を JICA 経済開発部及びバルカン事務所に提出すると共に、第8次現地業務の現地業務結果報告書（和文）を専門家業務完了報告書（和文）として経済開発部農業・農村開発第一グループ第2チーム（監督職員含む）に提出し、報告する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目
1	コソボにおける生乳の品質・衛生管理体制強化に際し、特に留意すべき事項
2	現時点で想定される、農場指導に係る実務型研修の具体的手法
3	生乳の品質・衛生管理体制改善プログラム構築における官・民アクターの巻き込み方

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	畜産・家畜衛生に係る各種業務
対象国及び類似地域	コソボ及び全途上国
語学の種類	英語

※獣医師資格を有することが望ましいです。

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン	業務開始より 10 営業日以内	JICA 経済開発部	—	英語	電子データ
			—	日本語	電子データ
		JICA バルカン事務所	—	英語	電子データ
			—	日本語	電子データ
		C/P 機関	— 3 部	英語	電子データ 簡易製本版
現地業務結果報告書 ³	各現地業務期 間終了時	JICA 経済開発部	—	日本語	電子データ
			—	英語	電子データ
			—	アルバ ニア語	電子データ
		JICA バルカン事務所	—	日本語	電子データ
			—	英語	電子データ
			—	アルバ ニア語	電子データ
		C/P 機関	—	英語	電子データ

³ 第8次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第8次現地業務結果報告書（和文・英文・アルバニア語）には以下を盛り込み、C/P機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・生乳の品質管理体制改善プログラム更新版
- ・生乳サプライチェーンの衛生管理や HACCP、生乳の輸出に関連する政策や計画に関する提言

			3 部		簡易製本版
		C/P 機関	—	ア ル バ	電子データ
			3 部	ニア語	簡易製本版
業務完了報告書	契約履行期限	JICA 経済開発部	—	日本語	電子データ
	末日	JICA バルカン事務所	—	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」の「(6) 業務日数」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第 1 グループから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・要請書（英文）
- ・コソボ国生乳及び乳製品の品質向上に係る検査体制強化（食品安全管理）
専門家業務完了報告書

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2025年9月17日 12時まで
2	評価結果の通知日	2025年9月29日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数：1 部
- (3) 提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（２） 一般業務費

本件業務は、臨時会計役を委嘱することのできる JICA 拠点が存在しないコソボでの業務となることから、以下の一般業務費等を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費及び機材費として計上して下さい。

・ 特殊傭人費（補助員兼通訳）：	6,000 千円
・ 車両関連費（通勤を除く業務用）：	7,770 千円
・ セミナー等実施関連費：	3,200 千円
・ 旅費・交通費：	1,280 千円
・ 資料等翻訳費：	2,000 千円
・ 雑費（通信・インターネット費）：	200 千円
・ 雑費（消耗品費（集乳・検査関連））：	960 千円
・ 機材費（生乳検査関連）：	16,000 千円

（３） 便宜供与内容

ア） 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ） 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ） 車両借上げ：なし

エ） 通訳傭上：なし

オ） 現地日程のアレンジ：第1次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてののみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ） 執務スペースの提供：KFVA 内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

12. 特記事項

(1) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後): 契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降): 契約金額の20%を限度とする。

(2) 部分払いの設定⁴

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度(2026年2月頃)

2) 2026年度(2027年1月頃)

(3) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAバルカン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

⁴ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に
業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相
談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲
等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ること
ができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定め
られた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更と
なる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協
議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタ
ントの皆様からフィードバックをいただきたいと思いますと考えています。つきまし
ては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体
的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、
そちらへの入力をお願いします。
- ⑦ 獣医師資格を有することが望ましいです。

以上